

2026年度版

契約内容重要事項記載資料

生命共済制度

災害保障特約付団体定期保険

80歳6カ月
まで
継続可能に
なりました

70歳6カ月
以下の方まで
ご加入
いただけます

業務中・業務外を問わず24時間保障しております！
加入事業所数 2,296社 加入者数 13,331人

(2025年11月時点)

意向確認のお願い

お申込みにあたっては、本資料をご覧ください。制度内容・給付額試算表の内容・掛金額等がご自身のご意向にあっているか必ずご確認ください。

大阪商工会議所

豊かな人生設計、描いてみませんか。

この制度は、大阪商工会議所が会員事業所のご発展を願っておくりする福祉事業の一つです。役員・従業員とご家族の生活

1

病気・災害による死亡保障はもとより、不慮の事故による入院、身体の障害も保障します。

2

簡単な手続きでご加入いただけます。
(健康状態についての告知が必要です。)

1年更新だから、その時々々の経済情勢にあわせて見直しが可能です。

団体定期保険 契約概要

この「団体定期保険 契約概要」は、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。また、「契約概要」のほか、「注意喚

■保障内容

保険の種類	3□	4□	5□	6□	7□	8□	9□	10□	11□	12□	13□	14□	15□	16□
1.死亡保険金 保険期間中に死亡したとき	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円	1,000万円	1,100万円	1,200万円	1,300万円	1,400万円	1,500万円	1,600万円
2.高度障害保険金 効力発生日以後の傷害または疾病により、保険期間中に高度障害状態になったとき	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円	1,000万円	1,100万円	1,200万円	1,300万円	1,400万円	1,500万円	1,600万円
3.災害保険金 効力発生日以後の不慮の事故を直接の原因として、事故の日から180日以内の保険期間中に死亡したとき 効力発生日以後に発病した所定の感染症により死亡されたとき	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円
4.障害給付金 効力発生日以後の不慮の事故を直接の原因として、事故の日から180日以内の保険期間中【別表】障害給付金給付割合表第1級～第6級に該当したとき	程度により 30～300万円	程度により 40～400万円	程度により 50～500万円	程度により 60～600万円	程度により 70～700万円	程度により 80～800万円	程度により 90～900万円	程度により 100～1,000万円	程度により 100～1,000万円	程度により 100～1,000万円	程度により 100～1,000万円	程度により 100～1,000万円	程度により 100～1,000万円	程度により 100～1,000万円
5.入院給付金 効力発生日以後の不慮の事故を直接の原因として、事故の日から180日以内の保険期間中に5日以上入院したとき (同一の不慮の事故について通算して入院日数120日限度)	一日につき 4,500円	一日につき 6,000円	一日につき 7,500円	一日につき 9,000円	一日につき 10,500円	一日につき 12,000円	一日につき 13,500円	一日につき 15,000円	一日につき 15,000円	一日につき 15,000円	一日につき 15,000円	一日につき 15,000円	一日につき 15,000円	一日につき 15,000円

※「効力発生日」「保険期間」は別項をご参照ください。 ※「高度障害状態」とは【別表】障害給付金給付割合表の第1級に該当する場合をいいます。 ※入院給付金は日施設に入院された場合に限ります。 ※効力発生日以後の不慮の事故を直接の原因として(その事故から180日以内に)、または効力発生日以後に発病した所定の感染をお支払いします。 ※「不慮の事故」とは、急激かつ偶発的な外来の事故で委託保険会社の定めるものをいいます。 ※「所定の感染症」とは、次の感染症で委託保険会社

コレラ、腸チフス、パラチフスA、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、ペスト、ジフテリア、急性灰白髄炎(ポリオ)、ラッサ熱、クリミア・コンゴ(Crimean-Congo)出血性ウイルス感染症、重症急性呼吸器症候群(SARS)(ただし、病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限ります。)

注:新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス[令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有する、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に定める次のいずれかに該当する場合は、「対象となる感染症」に含みます。なお、次のいずれにも該当しません。(1) 一類感染症、二類感染症または三類感染症 (2) 新型インフルエンザ等感染症のうち新型コロナウイルス感染症 (3) 指定感染症

■月額掛金の内容

年齢	性別	3□	4□	5□	6□	7□	8□	9□	10□	11□	12□	13□	14□	15□	16□	17□
15～35歳	男性	870	1,160	1,450	1,740	2,030	2,320	2,610	2,900	3,036	3,172	3,308	3,444	3,580	3,716	3,852
	女性	723	964	1,205	1,446	1,687	1,928	2,169	2,410	2,512	2,614	2,716	2,818	2,920	3,022	3,124
36～40歳	男性	948	1,264	1,580	1,896	2,212	2,528	2,844	3,160	3,322	3,484	3,646	3,808	3,970	4,132	4,294
	女性	846	1,128	1,410	1,692	1,974	2,256	2,538	2,820	2,963	3,106	3,249	3,392	3,535	3,678	3,821
41～45歳	男性	1,077	1,436	1,795	2,154	2,513	2,872	3,231	3,590	3,795	4,000	4,205	4,410	4,615	4,820	5,025
	女性	915	1,220	1,525	1,830	2,135	2,440	2,745	3,050	3,216	3,382	3,548	3,714	3,880	4,046	4,212
46～50歳	男性	1,290	1,720	2,150	2,580	3,010	3,440	3,870	4,300	4,576	4,852	5,128	5,404	5,680	5,956	6,232
	女性	1,071	1,428	1,785	2,142	2,499	2,856	3,213	3,570	3,788	4,006	4,224	4,442	4,660	4,878	5,096
51～55歳	男性	1,611	2,148	2,685	3,222	3,759	4,296	4,833	5,370	5,753	6,136	6,519	6,902	7,285	7,668	8,051
	女性	1,257	1,676	2,095	2,514	2,933	3,352	3,771	4,190	4,470	4,750	5,030	5,310	5,590	5,870	6,150
56～60歳	男性	2,067	2,756	3,445	4,134	4,823	5,512	6,201	6,890	7,425	7,960	8,495	9,030	9,565	10,100	10,635
	女性	1,449	1,932	2,415	2,898	3,381	3,864	4,347	4,830	5,174	5,518	5,862	6,206	6,550	6,894	7,238
61～65歳	男性	2,853	3,804	4,755	5,706	6,657	7,608	8,559	9,510	10,307	11,104	11,901	12,698	13,495	14,292	15,089
	女性	1,746	2,328	2,910	3,492	4,074	4,656	5,238	5,820	6,263	6,706	7,149	7,592	8,035	8,478	8,921
66～70歳	男性	3,948	5,264	6,580	7,896	9,212	10,528	11,844	13,160	14,322	15,484					
	女性	2,166	2,888	3,610	4,332	5,054	5,776	6,498	7,220	7,803	8,386					
71歳 (更新継続のみ)	男性	4,986	6,648	8,310												
	女性	2,697	3,596	4,495												
72歳 (更新継続のみ)	男性	5,454	7,272	9,090												
	女性	2,943	3,924	4,905												
73歳 (更新継続のみ)	男性	5,997	7,996	9,995												
	女性	3,231	4,308	5,385												
74歳 (更新継続のみ)	男性	6,627														
	女性	3,549														
75歳 (更新継続のみ)	男性	7,371														
	女性	3,894														
76歳 (更新継続のみ)	男性	8,247														
	女性	4,284														
77歳 (更新継続のみ)	男性	9,282														
	女性	4,740														
78歳 (更新継続のみ)	男性	10,503														
	女性	5,292														
79歳 (更新継続のみ)	男性	11,913														
	女性	5,958														
80歳 (更新継続のみ)	男性	13,506														
	女性	6,756														

掛金について

掛金は、毎年の更新時に加入者の加入状況・年齢・保険金総額等に基づき、契約(団体)ごとに算出し変掛金は取扱金融機関の口座より毎月自動振替いたします。

- (注) 1. 上表の掛金には生命保険料のほか、1□(死亡保険金100万円)につき45円の制度運営費が含まれて
2. 上表の71歳～80歳は更新継続されるときは掛金で、新規加入および増口はできません。
3. 上表は、2026年4月1日～2027年3月末日までの保険期間に適用される、被保険者の保険金総額
4. 保険期間終了後、継続更新する場合の掛金は、更新時の保険料率および当団体の保険金総額等に基
5. 年齢は満年で計算し、1年未満の端数については6ヵ月を超えるものは切り上げて1年とし、6ヵ月
6. 掛金は、加入時・更新時の年齢に応じて上表のとおりとなります。

明日の安心を築くプランです。

を保障し、勤労意欲をたかめ、ひいては事業の安定成長をはかることを目的とした制度で、つぎのような特色を備えております。

3

1年ごとに当団体のみで収支計算を行い、
剰余が生じたときは、配当金としてお支払い
(収支計算の結果、配当金が0となる年度もありえます。)

4

掛金は損金または必要経費
として算入可能

きたい事項を記載しています。ご加入前に必ずお読みいただき、内容をご確認
起情報」やその他の記載内容につきましても、あわせてご確認ください。

17口	18口	19口	20口	21口	22口	23口	24口	25口
1,700万円	1,800万円	1,900万円	2,000万円	2,100万円	2,200万円	2,300万円	2,400万円	2,500万円
1,700万円	1,800万円	1,900万円	2,000万円	2,100万円	2,200万円	2,300万円	2,400万円	2,500万円
1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円
程度により 100~1,000万円	程度により 100~1,000万円	程度により 100~1,000万円	程度により 100~1,000万円	程度により 100~1,000万円	程度により 100~1,000万円	程度により 100~1,000万円	程度により 100~1,000万円	程度により 100~1,000万円
一日につき 15,000円	一日につき 15,000円	一日につき 15,000円	一日につき 15,000円	一日につき 15,000円	一日につき 15,000円	一日につき 15,000円	一日につき 15,000円	一日につき 15,000円

本国内の病院または診療所およびこれと同等とみなされる日本国外の医療
症により、保険期間中に死亡されたときは、死亡保険金および災害保険金を
の定めるものをいいます。

血熱、マールブルグ(Marburg)ウイルス病、エボラ(Ebola)ウイルス病、

有することが新たに報告されたものに限り]である感染症をいいます。
ない期間中に支払事由が生じた場合は、「対象となる感染症」に含まれませ

(単位:円)

18口	19口	20口	21口	22口	23口	24口	25口
3,988	4,124	4,260	4,396	4,532	4,668	4,804	4,940
3,226	3,328	3,430	3,532	3,634	3,736	3,838	3,940
4,456	4,618	4,780	4,942	5,104	5,266	5,428	5,590
3,964	4,107	4,250	4,393	4,536	4,679	4,822	4,965
5,230	5,435	5,640	5,845	6,050	6,255	6,460	6,665
4,378	4,544	4,710	4,876	5,042	5,208	5,374	5,540
6,508	6,784	7,060	7,336	7,612	7,888	8,164	8,440
5,314	5,532	5,750	5,968	6,186	6,404	6,622	6,840
8,434	8,817	9,200	9,583	9,966	10,349	10,732	11,115
6,430	6,710	6,990	7,270	7,550	7,830	8,110	8,390
11,170	11,705	12,240	12,775	13,310	13,845	14,380	14,915
7,582	7,926	8,270	8,614	8,958	9,302	9,646	9,990
15,886	16,683	17,480	18,277	19,074	19,871	20,668	21,465
9,364	9,807	10,250	10,693	11,136	11,579	12,022	12,465

更します。よって、掛金が変更になることがあります。

おります。

が500億円以上1000億円未満の場合の掛金を表示しております。
づいて算出しますので、変更となる場合があります。
以下のものは切り捨てます。

掛金に対する配当金の還付割合(直近3年度)

2024年度:約36.49%、2023年度:約35.68%、2022年度:約31.72%
※2024年度支払実績では、ご負担いただいた掛金の約36.49%を2025
年度に配当金としてお支払いしました。

なお、配当金は、お支払時期の前年度決算により決定しますので、将来
お支払する配当金額は現時点では確定していません。
(収支計算の結果、配当金が0となる年度もありえます。)

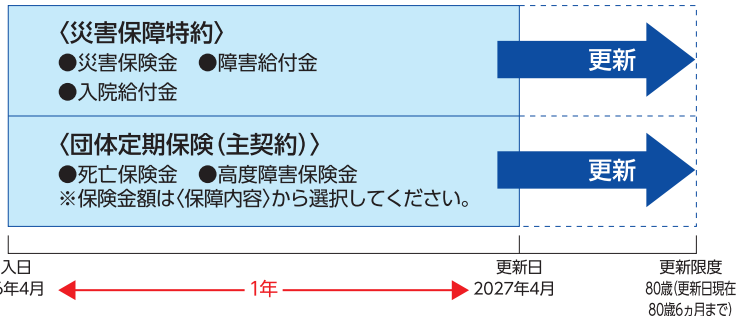
※2024年度支払実績は、2024年4月1日~2025年3月末日、2023年度
支払実績は、2023年4月1日~2024年3月末日、2022年度支払実績は、
2022年4月1日~2023年3月末日までの保険期間における収支計算に
基づくものです。

商品名称

災害保障特約付団体定期保険

この商品の特長について

大阪商工会議所の所属員等の方について、万一のときの保障を確保する
ために、大阪商工会議所を契約者として運営する団体保険商品です。保険
期間は1年ですが、更新により一定年齢まで継続してご加入いただくこと
が可能です。



※年度途中でご加入の場合の保険期間は、加入日(効力発生日)から年度末(2027年
3月末日)までとなります。
※65歳6ヵ月超70歳6ヵ月以下の方が更新される場合は12口(死亡保険金1,200万円)、
70歳6ヵ月超73歳6ヵ月以下の方が更新される場合は5口(死亡保険金500万円)、
73歳6ヵ月超80歳6ヵ月以下の方が更新される場合は3口(死亡保険金300万円)、
を限度とします。

保険期間

保険期間は2026年4月1日~2027年3月末日までの1年間です。
年度途中でご加入の場合の保険期間は、加入日(効力発生日)から年度末
(2027年3月末日)までとなります。(効力発生日については、「注意喚起
情報」をご確認ください。)その後は特に申し出のない限り、毎年自動的
に更新して継続します。

更新の取扱い

	年齢	死亡保険金額
新規加入・ 増口・更新	14歳6ヵ月超65歳6ヵ月以下	3口(300万円)~25口(2,500万円)
	65歳6ヵ月超70歳6ヵ月以下	3口(300万円)~12口(1,200万円)
更新のみ	70歳6ヵ月超73歳6ヵ月以下	3口(300万円)~5口(500万円)
	73歳6ヵ月超80歳6ヵ月以下	3口(300万円)

※超過部分は無効です。

- 更新時に年齢が80歳6ヵ月以下の方は、次回更新日の前日まで継続できます。
- 更新時に年齢が80歳6ヵ月超となる場合には、更新日の前日をもって自動的に脱退
扱いとなります。
- ※毎年の更新時に被保険者数が所定の数に満たない場合、または加入率等所定の要件
を充足していない場合、当制度の更新ができないことがあります。

保険金や給付金が支払われる場合について

〈主契約〉

保険金をお支払いする事由の概要は次のとおりです。

- ・**保険期間中に、死亡された場合**
 - ・**責任が開始された時以後の傷害または疾病によって、保険期間中に、次のいずれかの高度障害状態になった場合**
 - 両眼の視力を全く永久に失ったもの
 - 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの(注1)
 - 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの(注2)
 - 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの(注2)
 - 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
 - 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
 - 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
 - 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの
- (注1)「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態でその回復の見込みのない場合をいいます。
(注2)「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

- ※お支払事由に該当し保険金が支払われた場合には、その保障は消滅します。
- ※高度障害保険金が支払われた場合には、死亡保険金を重複してお支払いしません。また、死亡保険金が支払われた場合には、その後、高度障害保険金の請求を受けても、これをお支払いしません。

〈災害保障特約〉

この特約による保険金・給付金をお支払いする事由の概要は次のとおりです。

- ・特約の責任が開始されたとき以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から180日以内で、かつこの特約の保険期間中に死亡された場合、または特約の責任が開始されたとき以後に発病した所定の感染症によりこの特約の保険期間中に死亡された場合【災害保険金】
 - ・特約の責任が開始されたとき以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から180日以内で、かつこの特約の保険期間中に【別表】障害給付金給付割合表に定めるいずれかの身体障害の状態になった場合【障害給付金】
 - ・特約の責任が開始されたとき以後に発生した不慮の事故による傷害の治療を目的として、その事故の日から180日以内で、かつこの特約の保険期間中に5日以上入院された場合【入院給付金】
- ※災害保険金お支払の際に同一の不慮の事故に関してすでにお支払いした障害給付金があるときは差引きしてのお支払いとなり重複してお支払いしません。また、災害保険金が支払われた場合には、その後、同一の不慮の事故による障害給付金の請求を受けても、これをお支払いしません。
 - ※障害給付金は、障害状態に応じて災害保険金額の一定割合をお支払いします。
 - ※障害給付金のお支払いは、同一の不慮の事故または同一の保険期間において災害保険金を限度とします。
 - ※入院給付金のお支払いは、同一の不慮の事故について通算して120日が限度となります。

加入資格について

大阪商工会議所会員事業所・特定商工業者事業所の事業主および役員・従業員で14歳6ヵ月超70歳6ヵ月以下の方を対象とします。(過去1年以内に傷病等により医師の治療・投薬を受けたことのある方は、その程度によりご加入できない場合があります。)

「加入申込書」および「告知書」にもとづき、委託保険会社が承諾しない場合はご加入になれません。

新規加入・増額される場合は、65歳6ヵ月超の方は12口(死亡保険金1,200万円)を限度とします。

また、ご加入後に事業所が大阪商工会議所を退会された場合や加入者が会員事業所を退職された場合など加入資格を失われた場合は、ご加入の継続はできませんので、すみやかに脱退手続きをお取りください。

※増口の場合は増口部分も上記に準じます。

※特に危険な職種に従事する事業所に対しては、ご加入を制限させていただきますことがあります。

配当金について

この保険は1年ごとに収支計算を行い、剰余が生じた場合は配当金をお支払いします。

※この配当金は大阪商工会議所の定める方法によって計算し、加入者へ分配します。

制度からの脱退について

制度から脱退すると、保障等がなくなります。また、掛金をお払込いただいた期間中は保険契約上の責任を負います。なお、この商品には脱退による払戻金はありません。

死亡保険金受取人について

個別に指定された方が受取人となります。詳細は、加入申込書でご確認ください。

なお、同一事業所内での事業所受取・遺族受取の混在は原則取扱いしません。受取人は事業所受取もしくは遺族受取のいずれかに統一してください。
※本人の死亡保険金受取人は、死亡保険金の支払事由発生前であれば、団体へのお申し出により変更することができます。

委託保険会社および委託割合について

大同生命保険株式会社(事務幹事会社)	51.30%
日本生命保険相互会社	14.75%
アクサ生命保険株式会社	0.63%
第一生命保険株式会社	0.01%
富国生命保険相互会社	12.73%
大樹生命保険株式会社	0.01%
住友生命保険相互会社	20.57%

※上記の委託保険会社および委託割合は2025年11月現在のものです。
※委託保険会社および委託割合は、将来、契約者(大阪商工会議所)の決定により変更される場合があります。(保険期間中でも変更される場合があります。)

※委託保険会社各社は、各ご加入者の加入保険金額のうち、それぞれの割合による保険契約上の責任を連帯することなく負いますので、委託保険会社各社の業務または財産の状況の変化により、保険金額・年金額・給付金額等の金額が削減されることがあります。

※委託保険会社各社は生命保険契約者保護機構に加入しております。委託保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、生命保険の契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、保険金額・年金額・給付金額等の金額が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

【別表】障害給付金給付割合表

等級	身体障害	災害保険金に対する給付割合
第1級 (高度障害)	1.両眼の視力を全く永久に失ったもの 2.言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの 3.中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 4.両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 5.両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 6.1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 7.1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの	10割
第2級	8.1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの 9.10手指を失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 10.1肢に第3級の13から15までのいずれかの身体障害を生じ、かつ、他の1肢に第3級の13から15までまたは第4級の21から25までのいずれかの身体障害を生じたもの 11.両耳の聴力を全く永久に失ったもの	7割
第3級	12.1眼の視力を全く永久に失ったもの 13.1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 14.1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 15.1手の5手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで4手指を失ったもの 16.10足指を失ったもの 17.脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの	5割
第4級	18.両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの 19.言語またはそしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの 20.中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの 21.1上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 22.1下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 23.1下肢が永久に5センチ以上短縮したもの 24.1手の第1指(母指)および第2指(示指)を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)のうち少くとも1手指を含んで3手指以上を失ったもの 25.1手の5手指の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで3手指以上の用を全く永久に失ったもの 26.10足指の用を全く永久に失ったもの 27.1足の5足指を失ったもの	3割
第5級	28.1上肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 29.1下肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 30.1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)を失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の3手指を失ったもの 31.1手の第1指(母指)および第2指(示指)の用を全く永久に失ったもの 32.1足の5足指の用を全く永久に失ったもの 33.両耳の聴力に著しい障害を永久に残すもの 34.1耳の聴力を全く永久に失ったもの 35.鼻を欠損し、かつ、その機能に著しい障害を永久に残すもの 36.脊柱(頸椎を除く)に運動障害を永久に残すもの	1.5割
第6級	37.1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 38.1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 39.1下肢が永久に3センチ以上短縮したもの 40.1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)の用を全く永久に失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指以上の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の2手指もしくは3手指の用を全く永久に失ったもの 41.1手の第1指(母指)および第2指(示指)以外の1手指または2手指を失ったもの 42.1足の第1指(母指)または他の4足指を失ったもの 43.1足の第1指(母指)を含んで3足指以上の用を全く永久に失ったもの	1割

●身体部位の名称

1.「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で、回復の見込みのない場合をいいます。

2.「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込みのない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

3.「関節の機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、関節の運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みがない場合をいいます。

1.「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

2.「足指の用を全く永久に失ったもの」とは、第1指(母指)は末節の2分の1以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失った場合または中足指節間関節もしくは近位指節間関節(第1指(母指)にあつては指節間関節)が強直し、その回復の見込みのない場合をいいます。

●この制度のすべての給付金は、他の傷害保険、各種社会保険の給付等に関係なく支払われますが、本表以外の障害状態等については給付はありません。

団体定期保険 注意喚起情報

この「団体定期保険 注意喚起情報」は、ご加入のお申込に際して特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。また、お支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項、その他詳細につきましては、本資料の該当箇所を必ずご確認ください。

告知に関する重要事項

正しく告知いただくために重要な事項を記載しておりますので、告知していただく前に必ずご確認ください、内容ご理解のうえ、告知いただきますようお願いいたします。

①健康状態について、ありのままを告知してください。(告知義務)

現在および過去の健康状態などについて、ありのままをお知らせいただくことを告知といい、加入申込者ご本人が告知をしていただく義務があります。告知は公正な生命保険の引受判断のための重要な事項ですので、ご加入のお申込みにあたっては、「加入申込書」および「告知書」で当社がおたずねすることについて事実を正確にもれなく記入(告知)してください。

②生命保険会社の職員や契約者の職員へお話しいただいても告知したことにはなりません。

生命保険募集人(代理店を含む)や大阪商工会議所の職員等は告知を受領する権利がなく、口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんのでご注意ください。

③傷病歴等がある場合でも、すべてのご加入をお断りするものではありません。

現在および過去の健康状態によっては、ご契約者間、またはご加入者間の公平性を保つため、ご加入をお断りすることもございますが、傷病歴があったとしても、現在の健康状態によってはご加入をお引受できる場合がございます。

④告知義務に違反された場合、ご契約の全部または一部を解除させていただき、保険金・給付金をお支払いできないことがあります。

「加入申込書」および「告知書」記載のことがらについて、故意または重大な過失により、事実を告知されなかったり事実と異なることを告知された場合「告知義務違反」としてご契約が解除されることがあり、保険金・給付金が支払われない場合があります。

※なお、上記の場合以外にも、ご加入時の状況等により、保険金・給付金が支払われない場合があります。例えば、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消を理由として保険金・給付金をお支払いできないことがあります。(告知義務違反による解除の対象外となる1年経過後にも取消となる場合があります。この場合、すでにお払込みいただいた掛金はお返しいたしません。)

加入資格について

この保険は、大阪商工会議所の会員事業所・特定商工業者事業所の事業主および役員・従業員の方以外の方はご加入できません。また、ご加入後に事業所が大阪商工会議所を退会された場合や加入者が会員事業所を退職された場合など加入資格を失われた場合は、ご加入は継続できません。加入資格の詳細につきましては、「団体定期保険 契約概要」の該当箇所を必ずご確認ください。

ご加入のお申込みの撤回(クーリング・オフ制度)

この保険は大阪商工会議所を契約者とする保険契約であり、被保険者となられる方のご加入のお申込みにはクーリング・オフの適用がございません。

ご契約の責任開始期について

ご提出された「加入申込書」および「告知書」に基づき、委託保険会社にご加入を承諾した場合に、委託保険会社は「加入日(効力発生日)」からご契約上の責任を負います。具体的な「加入日(効力発生日)」につきましては、以下のとおりです。

毎月20日までにお申込みの場合…翌々月1日

毎月21日以降末日までにお申込みの場合…翌々々月1日

※第1回目掛金が、預金口座の残高不足などご加入者の責に帰すべき事由によって口座振替ができなかったときは、効力は発生しません。生命保険募集人(代理店を含む)には保険の加入を決定し、責任を開始させるような代理権がありません。

保険金・給付金をお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金をお支払いできないことがあります。

【主契約】

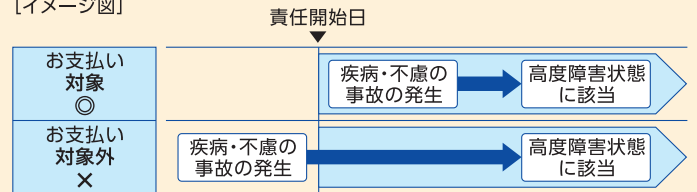
①免責事由(死亡・高度障害保険金の場合)

- ・加入日(効力発生日)以後または復活日以後から1年以内における被保険者の自殺
- ・契約者、保険金受取人の故意
- ・戦争その他の変乱

②加入日(効力発生日)前の疾病や不慮の事故

- ・加入日(効力発生日)前の、疾病や不慮の事故を原因とする場合
- ※なお、その傷病や不慮の事故等について告知いただいた場合でもお支払いの対象にはなりません。

【イメージ図】



③告知義務違反

- ・契約者または被保険者から告知していただいた内容が事実と相違し、契約の全部またはその被保険者の部分が告知義務違反により解除された場合

④詐欺取消・不法取得目的による無効

- ・契約者または被保険者による詐欺の行為を原因として、契約の全部またはその被保険者の部分が取消された場合、または契約者または被保険者に保険金・給付金等の不法取得目的があつて、契約の全部またはその被保険者の部分が無効とされた場合

⑤重大事由解除

- ・契約者、被保険者または保険金受取人が保険金等を詐取る目的で事故招致をしたときや、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、保険契約の全部または一部が解除された場合

【災害保障特約(災害保険金・障害給付金・入院給付金)】

- ・契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき
- ・受取人の故意または重大な過失によるとき
- ・被保険者の犯罪行為によるとき
- ・被保険者の精神障害を原因とする事故によるとき
- ・被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき
- ・被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき
- ・被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
- ・地震、噴火または津波によるとき
- ・戦争その他の変乱によるとき

なお、保険金・給付金等をお支払いする場合、お支払いできない場合に関する詳細につきましては、委託生命保険会社のホームページ等に記載しておりますのでご確認ください。

大同生命保険株式会社(事務幹事会社)

ホームページアドレス:<https://www.daido-life.co.jp/>

詐欺取消、不法取得目的による無効または重大事由による解除

次の場合には保険契約自体が取消、無効または解除となり保険金等をお支払いできません。

- ・保険契約の締結、更新もしくは復活または被保険者の追加加入の際に詐欺行為があった場合
- ・保険契約の締結、更新もしくは復活または被保険者の追加加入の際に保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的があった場合
- ・保険金等を詐取する目的で事故招致をした場合や、契約者、被保険者または保険金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合等

保険金・給付金の「支払請求時の了知」について

保険金・給付金の受取人が事業所等である場合には、支払請求時に次の方が請求内容について了知していることが必要(支払請求書への署名・捺印をいただきます)になります。

・死亡保険金・災害保険金の場合

労働基準法施行規則第42条および第43条に定める遺族補償を受けるべき者

・高度障害保険金・障害給付金・入院給付金の場合

被保険者

被保険者の同意確認(加入・増額・減額時)

加入・増額・減額時には、被保険者が保険金等の受取人を含めて制度内容について了知し、加入・増額・減額に同意することが必要ですので、お申込みの際は、被保険者の記名・捺印のある各種申込書をご提出いただけます。

掛金のお払込み

掛金はお取引金融機関の口座より毎月22日(休日の場合は翌営業日)に自動的に振替えられます。

(注1) 口座振替ができなかった場合は翌月の振替日に2ヵ月分振替えさせていただきます。2ヵ月連続して振替えができなかった場合はさかのぼって脱退としてお取扱いたします。

(注2) お申込み後に金融機関口座の変更があった場合は、すみやかに大阪商工会議所共済事業室または委託保険会社にご連絡のうえ変更手続きをしてください。

脱退による払戻金について

この商品には、脱退による払戻金はありません。

生命保険契約者保護機構について

委託保険会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。万一、保険会社の業務又は財産の状況の変化により、ご加入にあたってお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。

生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、生命保険の契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

(お問合せ先)

生命保険契約者保護機構 TEL:03-3286-2820

【月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時～正午、午後1時～午後5時】
ホームページアドレス;<https://www.seihohogo.jp/>

生命保険協会における「生命保険相談所」について

この商品に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。

(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

(ホームページアドレス;<https://www.seiho.or.jp/>)

なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

保険金・給付金等の支払いに関する手続き等の留意事項

保険金・給付金などのご請求は、契約者(団体)経由で行っていただく必要がありますので、保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに団体窓口にご連絡ください。

お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金・給付金などをお支払いする場合またはお支払いできない場合については、本資料・委託保険会社のホームページ等にも記載しておりますので、併せてご確認ください。(大同生命保険株式会社ホームページアドレス;<https://www.daido-life.co.jp/>)

複数の保険金・給付金等の支払事由に該当する可能性について

保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金などのお支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合等には、すみやかに団体窓口にご連絡ください。

個人情報のお取り扱いについて

この保険の運営にあたっては、お客さまの個人情報をお取り扱いいたします。ご加入の際には、以下をご確認いただき、同意のうえお申込みください。

大阪商工会議所は、当制度の運営において取得する個人情報(被保険者の氏名・性別・生年月日・健康状態等、事業主の氏名・住所・口座情報等および保険金受取人の氏名・続柄)を当制度の事務手続き、各種サービスの案内・提供のために利用します。

また、委託保険会社および事務委託会社(日本システム収納株式会社)へ提供します。

委託保険会社は、受領した個人情報を各種保険契約の引受け、継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、その他保険に関連・付随する業務のために必要な範囲で利用し、大阪商工会議所、他の委託保険会社、再保険会社および本人が所属する加入事業所に上記目的の範囲内で提供します。

事務委託会社は、受領した個人情報を口座振替等による集金代行業務、振込等による送金代行業務、その他事務代行業務のために、必要な範囲で利用します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、大阪商工会議所、委託保険会社および事務委託会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取扱われます。

委託保険会社は、今後変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の委託保険会社に提供されます。

一 保険金受取人の個人情報のお取り扱いについて一

ご指定いただいた保険金受取人(以下、受取人と言う。)の個人情報については、上記の被保険者等の個人情報と同様に扱われますので、お申込みにあたっては、受取人にその旨をご説明いただき、個人情報の取り扱いについての同意を取得してください。

一 委託保険会社における機微(センシティブ)情報のお取り扱いについて一
個人情報のうち保健医療等の機微(センシティブ)情報の利用目的については、保険業法施行規則に基づき、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定しています。

ご照会について

【制度に関するご照会】

大阪商工会議所 共済事業室 電話番号:06-6944-6341

【当紙面(「契約概要」、「注意喚起情報」)に関するご要望・苦情等】

大同生命保険株式会社 企業保険サービス課 電話番号:0120-974-716
(受付時間)9:00～17:00(土・日・祝日・年末年始を除く。)

掛金口座振替取扱金融機関

みずほ銀行	関西みらい銀行	大阪信用金庫	北おおさか信用金庫
三菱UFJ銀行	池田泉州銀行	大阪厚生信用金庫	尼崎信用金庫
三井住友銀行	徳島大正銀行	大阪シティ信用金庫	のぞみ信用組合
りそな銀行	みなと銀行	大阪商工信用金庫	
北陸銀行		永和信用金庫	

※金融機関名は2025年11月現在のものです。名称変更などがあった場合は、新金融機関にてお取扱いできます。

(注意) 上記取引金融機関の近畿2府4県(大阪府、京都府、兵庫県、滋賀県、奈良県、和歌山県)にある本支店のみの取扱となります。

お申込み手続きについて

- ご加入口数は被保険者1人につき25口を限度として自由にお決めいただけます。

たよりあそび

事業主、
幹部の方は
25口

世帯主は
15口

独身者は
10口

…というようにお決めいただけます。

- お申込は**毎月20日**に締切らせていただきます。

- ご加入手続きの詳細については、**委託保険会社の共済制度普及員**または**大阪商工会議所共済事業室**へおたずねください。

脱退手続き

この制度から脱退される場合は、すみやかに大阪商工会議所共済事業室または委託保険会社にご連絡のうえ所定用紙にて手続きを行ってください。

税務上の取扱い

〈法人の場合〉

法人が役員・従業員のために負担した掛金は法人税法上全額損金に算入できます。(なお、その掛金は役員・従業員の所得税の対象になりません。)

[法人税基本通達 9-3-5・9-3-6の2、所得税基本通達 36-31の2、所得税法第37条・第76条]

〈個人事業所の場合〉

個人事業主が従業員のために負担した掛金は所得税法上全額必要経費に算入できます。(なお、その掛金は従業員の所得税の対象になりません。)

個人事業主および役員・従業員がご自身のために負担された掛金(生計を一にする親族分を含む)は、災害保障特約部分の保険料および本制度の制度運営費を除いた額が、所得税法上、生命保険料控除の対象となります。

※記載の税務取扱は、2025年11月現在の税制に基づくものです。今後、税務の取扱が変わる場合もあり、将来を保証するものではありません。

保険加入に際しては、ライフプランや公的保険制度等を踏まえ、ご自身の抱えるリスクやそれに応じた保障の必要性をご理解いただきご検討ください。

金融庁の公的保険ポータル

URL: <https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>



この制度は商工会議所が生命保険会社と締結した「災害保障特約付団体定期保険契約」に基づき運営します。

したがって、お申込の契約については委託保険会社の「団体定期保険普通保険約款」および「団体定期保険災害保障特約条項」が適用されます。

※この資料は、2025年11月時点の制度内容に基づき記載されており、将来、制度内容に変更することがあります。

■お問合せは

大阪商工会議所 共済事業室

〒540-0029 大阪市中央区本町橋2番8号
TEL 06-6944-6341 FAX 06-6944-6345